

## 条例改正案の概要について

現在	改正案
<p>(所掌する事項)</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。</li> <li>2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。</li> <li>3. 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更について意見を述べること。</li> <li>4. 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議すること。</li> </ol> </div>	<p>(所掌する事項)</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。</li> <li>2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。</li> <li>3. 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更について意見を述べること。</li> <li>4. 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議すること。</li> </ol> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>※ 次の内容を追記予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども基本法に」に基づく、「こども計画」の策定・変更・進捗管理について審議すること。</li> </ul> </div>

・所掌する事項の変更に伴い、会議の名称も変更予定です。

以上